平成２７年（フ）第３８５２号
大阪市北区中津２丁目９―48―1101号
破産者　平山　栄二
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４７号
青森市大字雲谷字山吹93番地１
破産者　杉浦　　裕
法定代理人保佐人　小林　　聖
1　決定年月日　平成28年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１３８号
福島県田村市大越町上大越字水神宮140番地
破産者　遠藤登美子
1　決定年月日　平成28年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第１３７号
兵庫県明石市二見町西二見854番地の１　103号、前住所兵庫県明石市大久保町高丘７丁目25番地の１
破産者　長谷川正行
1　決定年月日　平成28年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１３８号
兵庫県明石市二見町西二見854番地の１　103号、前住所兵庫県明石市大久保町高丘７丁目25番地の１
破産者　長谷川三千代
1　決定年月日　平成28年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第１０８９号
神奈川県大和市下鶴間２丁目８番11―301号
破産者　佐藤　　彌
1　破産債権の届出期間　平成28年８月22日まで
2　一般調査期日　平成28年９月６日午前10時40分
平成28年７月26日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９号
島根県大田市大田町大田イ637番地１　ウィスティリア101
破産者　ギフトたかのこと　髙野　　聡
1　破産債権の届出期間　平成28年８月24日まで
2　一般調査期日　平成28年９月20日午後２時30分
平成28年７月25日　松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第１６９５号
北海道江別市幸町33番地の６
破産者　株式会社リアルライズ
1　破産債権の届出期間　平成28年８月25日まで
2　一般調査期日　平成28年９月12日午後３時30分
平成28年７月25日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２８１号
名古屋市緑区大高町字西丸根106番地
破産者　有限会社緑制御電機
1　破産債権の届出期間　平成28年８月25日まで
2　一般調査期日　平成28年10月27日午後１時10分
平成28年７月25日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０４６号
千葉県市川市柏井町１丁目1722番地18
破産者　株式会社渡辺機械製作所
1　破産債権の届出期間　平成28年８月26日まで
2　一般調査期日　平成28年９月26日午後３時30分
平成28年７月25日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２２６３号
東京都目黒区三田２丁目17―８
破産者　中上美代子
免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
平成28年７月26日
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０３７５号
東京都千代田区富士見２丁目７―１―2908
住民票上の住所　東京都千代田区一番町９番地13
破産者　大峰　義孝
免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
平成28年７月26日
東京地方裁判所民事第20部

免責許可決定

平成２７年（フ）第７８号
千葉県柏市北柏２丁目20番地22
破産者　矢口　亨子
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

再生計画認可

平成２８年（再）第３号
愛知県豊明市沓掛町田楽ケ窪１番地98
再生債務者　藤信興産株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成28年７月22日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（再）第２号
大阪府豊中市南桜塚２丁目９番25―102号
再生債務者　成　　耆允
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成28年７月21日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続終結

平成２７年（再）第１５号
東京都新宿区市谷本村町２番19号
再生債務者　株式会社ＢＳＳ（旧商号株式会社美術出版社）
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成28年７月22日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２８年（再イ）第６号
栃木県真岡市田町1616―３ワクイコーポＡ号室
再生債務者　髙橋　栄次
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年８月12日まで
4　一般異議申述期間　平成28年８月26日から平成28年９月５日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２８年（再イ）第１１１号
千葉県浦安市堀江６丁目13番23―102号　トレース
再生債務者　山田　貢平
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年８月12日まで
4　一般異議申述期間　平成28年８月26日から平成28年９月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（再イ）第１１６号
千葉県船橋市高野台３丁目22番２号
再生債務者　加藤　　篤
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年８月12日まで
4　一般異議申述期間　平成28年８月26日から平成28年９月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係